

国分寺市

環境基本計画

平成16年3月

はじめに

私たちの国分寺市は、「国分寺崖線」に象徴されるように、豊かな自然の残された住宅都市です。

この豊かな自然環境を将来世代へ継承するため、これまで環境の保全・回復・創造に関するさまざまな施策を進めてきました。

私たちの暮らしは便利で豊かになっていますが、その反面、近年では日常生活が都市型になり、化学物質の人体への影響や増大するゴミなどの新たな環境問題を発生させています。また、私たちの日々のいとなみや、様々な事業活動が、地球の温暖化やオゾン層の破壊などの地球規模の環境問題にも影響を及ぼしていることを忘れてはなりません。

このような環境問題への対応は、本市にとっても重要な課題です。これらの課題の解決のためには、市のみならず、市民、事業者ひとりひとりの取り組みが大切になっています。

そのため、本計画の策定にあたっては、公募によりお集まりいただいた市民による「ワークショップ」を開催し、職員による環境基本計画等策定委員会と並行して検討を重ねてまいりました。それらに加え、市民の代表の方々や有識者等による環境基本計画等検討委員会でもご審議をいただき、本計画に関わったさまざまな方々の思いを反映したものとなっています。

「共生・参加・創造」というまちづくりの理念に基づき、今後市では環境問題に積極的に取り組む自治体を目指して、環境の保全・回復・創造に関する施策を総合的・計画的に推進してまいります。市民・事業者の皆様におかれましても、それぞれの立場において、本計画の実現に向けて取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

また、この計画の策定にあたり、長期にわたりご尽力いただきました環境ワークショップの皆様をはじめ、環境基本計画等検討委員の皆様、貴重なご意見をお寄せくださいました市民・市民活動団体、事業者の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成16年3月

国分寺市長

星野信夫

目 次

第1部	計画の基本となる考え方	1
<hr/>		
第1章	計画の位置づけ	3
1.	計画策定の背景	3
2.	計画の位置づけ	5
第2章	計画の性格	6
1.	計画の目的と役割	6
2.	計画策定の視点	6
3.	計画の期間、対象	7
4.	計画の構成	8
第2部	計画の目標とその実現に向けて	9
<hr/>		
第1章	国分寺市の環境の現況と課題	11
1.	自然の中の私たち	11
2.	健康で安全な暮らし、うるおいのあるまち	12
3.	地球の上の私たち	13
第2章	望ましい将来像と環境都市に向けた条件整備	14
1.	望ましい将来像	14
2.	環境都市に向けた条件整備	15
第3章	望ましい将来像を達成するための 分野別将来像、基本方針・施策の体系	16
1.	自然の中の私たち	18
2.	健康で安全な暮らし、うるおいのあるまち	30
3.	地球の上の私たち	47
第4章	今、特に優先して取り組むべき施策	52

第3部 計画を有効なものにするために・・・・・・・・・・55

第1章 環境教育・環境学習・・・・・・・・・・57

1. 地域における環境教育・学習の充実・・・・・・・・・・57
2. 環境教育、環境学習の拠点の整備・・・・・・・・・・57
3. 地域のリーダーの育成、ネットワーク化・・・・・・・・・・58
4. 学校や公園、緑地、水辺等の活用・・・・・・・・・・58
5. 事業者の環境活動の促進と支援・・・・・・・・・・58
6. 環境教育・学習教材の活用、プログラムづくり・・・・・・・・・・58
7. 市職員、教員の研修の充実・・・・・・・・・・58

第2章 計画の推進のためにしくみをつくる・・・・・・・・・・59

1. 環境基本条例の制定・・・・・・・・・・59
2. 推進と評価・点検のしくみをつくる・・・・・・・・・・59

第3章 計画を進める体制をつくります・・・・・・・・・・61

1. 専任組織・・・・・・・・・・61
2. 協働の場・・・・・・・・・・61
3. 環境審議会・・・・・・・・・・61
4. 環境推進管理委員会・・・・・・・・・・61
5. 環境情報センター・・・・・・・・・・61
6. 連携を進め、力を合わせます・・・・・・・・・・63

参考資料・・・・・・・・・・65

- 計画策定の経緯・・・・・・・・・・68
- 環境基準等・・・・・・・・・・71
- 用語解説・・・・・・・・・・76

第 1 部 計画の基本となる考え方

第1部 計画の基本となる考え方

第1章 計画の位置づけ

1 計画策定の背景

1-1 私たちにとっての「環境問題」

国分寺市は、国分寺崖線[※]や湧水群などの豊かな自然、史跡武蔵国分寺跡など貴重な歴史的遺産、さらには江戸時代の新田開発以降、人々の暮らしのなかで育まれた農地や雑木林、五日市街道のけやき並木など心温まる景観など豊かな環境に恵まれてきました。

しかしながら、急激な都市化の進展に伴って、これらのかげがえのない財産は減少の一途をたどっています。

また、私たちは、大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会の流れのなかで、物質的には豊かになった反面、緑や貴重な生物の減少、大気汚染やその他の公害、ごみや資源・エネルギー問題などさまざまな環境問題を引き起こしてきました。

かつての環境問題は、産業型公害のように、加害者と被害者とが明確に分かれていましたが、現在では、自動車交通による大気汚染、生活排水による川の水質汚濁など日常の生活や事業活動が原因となる環境問題も多く、私たちの誰もが被害者であると同時に加害者にもなっています。

また、ごみ問題のように、今では埋め立てる場所が少なくなり、焼却に伴う環境への影響も無視できなくなるなど、ごみをいかに減らすかということが大きな課題となっています。

1-2 「環境問題」解決に向けて

このように、複雑で多岐にわたる環境問題は、行政の取り組みや市民、事業者による個別の対応だけでは解決できないことがわかってきました。環境問題に対する取り組みを有効なものにするためには、市民・事業者・市が共通の認識のうえに立って、ともに考え、ともに行動することが必要です。

幸い当市では、防災まちづくりのように、地域の課題を地域で解決しているとする活動も根付いています。そこで、今後これらの経験も活かしながら市民・事業者・市が一体となって"健康で恵み豊かな環境を享受し、将来世代へ継承する"ため、国の「環境基本法」[※]を踏まえて、市民・事業者・市の協働[※]のもとに策定したのがこの「国分寺市環境基本計画」です。

図1. 環境基本計画における協働の概念図

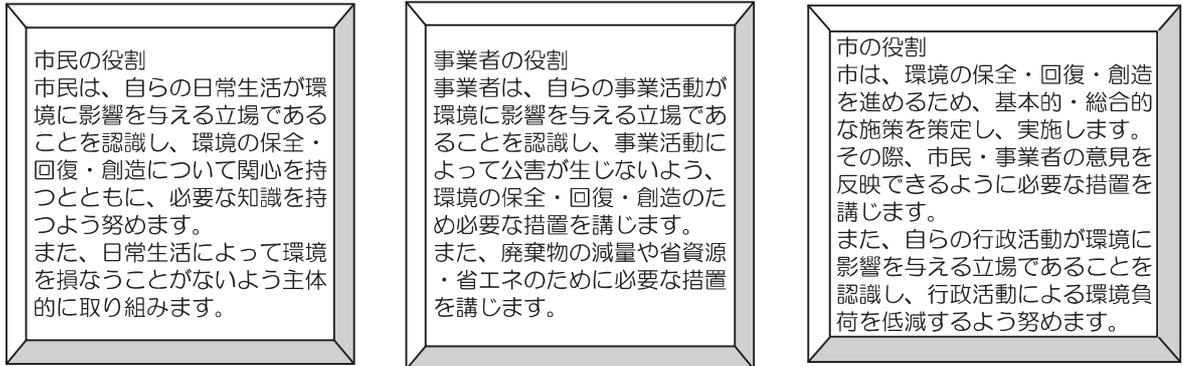




1-3 市民・事業者・市の役割

計画の推進にあたっては、市民・事業者・市がそれぞれ次の役割を果たしていく必要があります。（本計画において市民のなかには、市民活動団体及び自治会等を含む）

図2. 市民・事業者・市の役割



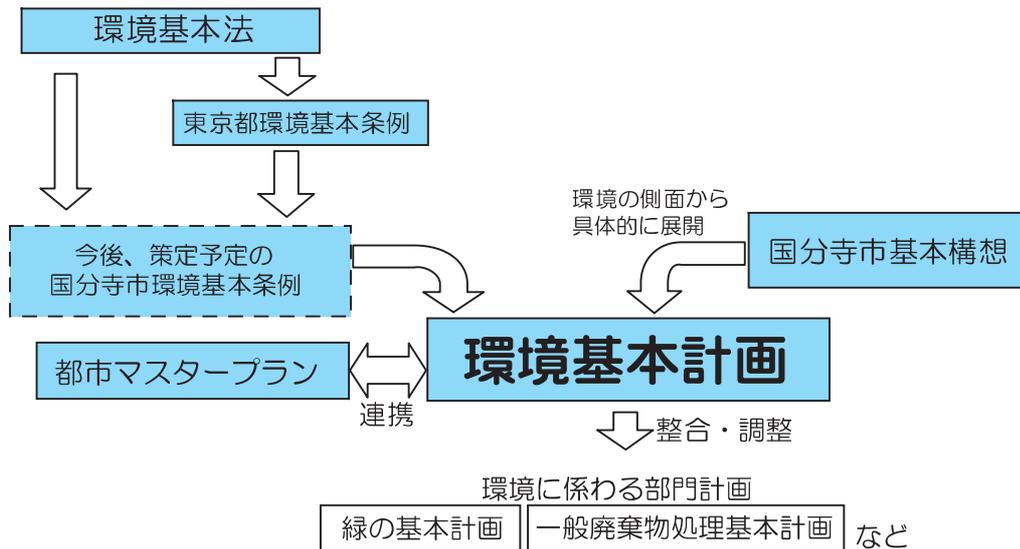
2 計画の位置づけ

「国分寺市環境基本計画」は市民・事業者・市が協働のもとに、未来へ向かって健康で恵み豊かな環境の保全・回復・創造するための、総合的・基本的な計画です。

本計画は、国分寺市基本構想を環境の側面から具体的に展開していく計画であり、今後、当市の全ての施策は、本計画の趣旨に照らして環境に及ぼす影響を検証し、実施されることとなります。

また、本計画は、都市マスタープランと緊密な連携を保つとともに、緑の基本計画、一般廃棄物処理基本計画などの、環境に関わる様々な部門計画を基礎づけるものとなります。

図3. 環境基本計画の位置づけ



「国分寺市環境基本計画」とは「環境基本法」に定める地方公共団体の責務（第7条）及び地方公共団体の施策（36条）の規定に沿う計画です。

なお「環境基本法」第15条では、「政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。」とされています。



第2章 計画の性格

1 計画の目的と役割

本計画は将来にわたって自然を損なわずに、市民が健康で恵み豊かな環境を享受し、これを将来世代へ継承するために、「環境負荷の少ない持続可能な社会」を構築することを目的とします。

本計画は環境の保全・回復・創造についての目標と施策の方向を定めるもので、環境行政の基本方針となるとともに、計画を推進するための市民、事業者及び市の役割と、環境に配慮した市民生活、事業活動、施策展開の指針を示します。

また、望ましい将来像の実現に必要な目標及び方針・施策の体系を示すと共に、緊急性・重要性の高い課題に対する取り組みを優先施策として示します。

2 計画策定の視点

次の視点を基本にして、計画を策定しています。

(1) あらゆる手段の活用と適切な組み合わせによる環境の保全・回復・創造

市の様々な施策は環境との関わりを有しています。例えば建設事業の際には、自然環境への影響の少ない手法を採用することや、建設副産物をリサイクルするなどにより、環境への影響を極力少なくすることができます。そのため、環境部局の施策にとどまらず、あらゆる施策を活用します。また、様々な施策を単独で実施するのではなく、施策相互の関わり合い方を考慮し、規制・誘導や経済的な手法なども含め、適切な組み合わせの視点から計画を策定します。

(2) 科学的に立証の難しい影響の予防

私たちは様々な化学物質を利用して物質的に快適な生活を実現しました。しかし、これらの中には、発ガン性や生体毒性*などを示すものやその性質が科学的に不明なものも含まれています。毒性やその汚染経路が明らかな場合は法律で規制されますが、現在流通している化学物質は多種多様で法律による規制だけでは、環境汚染のすべてに対応することは難しくなっています。このため、化学物質の有毒性等に関するデータの蓄積や科学的な知見の充実を図りながら、「環境リスク」を公正に評価し、適切な管理を進める計画を策定します。

(3) 生態系・地球環境への配慮

人間とともに、多様な生物が棲み続けられる環境をめざし、生態系へ配慮した計画を策定します。

また、地域の環境だけでなく、地球環境の改善につながる計画を策定します。

(4) 市民・事業者・市の協働

ごみ問題のように、市民・事業者・市が一丸となって取り組まなければならない問題もあります。環境に対する自らの責任を自覚するとともに、それぞれの立場と責任に応じた役割分担のもとで、自主的かつ積極的に環境への負荷の軽減を図る視点から計画を策定します。

(5) 長期的な視点

現在世代だけでなく、将来を担う世代が共に健康で、恵み豊かな環境を享受できるよう、長期的な視点に立った計画を策定します。

(6) 実効性の確保の視点

計画を実効性あるものにするために、計画の推進のためのしくみや体制づくりについても盛り込んだ計画を策定します。

3 計画の期間、対象

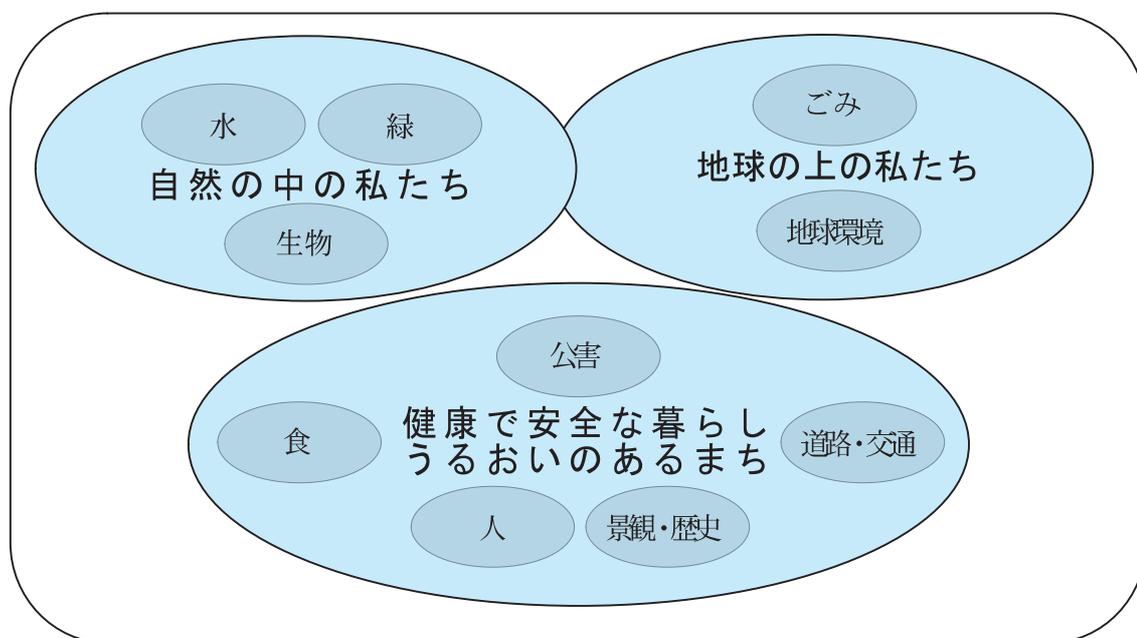
3-1 計画の期間

長期的な視点を持った計画とするため30年後を展望しながら、10年後（平成25年）に向けた計画とします。社会・経済状況の変化などに応じて、適宜必要な見直しを行います。

3-2 計画の核となる要素

この計画が対象とする環境の範囲は、市民生活に関わる環境要素をできるだけ幅広くとらえるとともに、新たな社会・経済動向、環境を取り巻く状況の変化等を踏まえて、自然や暮らし、地球環境に関わる項目を対象とします。

図4. <つなぐことば>と<核となる要素>の関係図



4 計画の構成

計画の基本となる考え方を示したのち、国分寺市の環境の現況と課題を踏まえて環境の「望ましい将来像」を明らかにしています。そして、この環境の「望ましい将来像」の実現に向けて施策を体系化するとともに、計画を推進するためのしくみや体制を示しました。

